

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 富士電機ホールディングス株式会社
代 表 者 取締役社長 沢 邦彦
(コード番号 6504 東証・大証・名証第一部 福証)
問合せ先 経営企画部 文書担当課長 西沢 知樹
T E L 03-5435-7213

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の当社第 130 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 平成 18 年 5 月 1 日付で「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および関係政省令が施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。

①単元未満株式についての権利(変更案第 9 条)

単元未満株式についての権利を合理的な範囲に限定するため、第 9 条を新設するものであります。

②株式取扱規則(変更案第 12 条)

株式取扱規則において、株式に関する取扱いのほか、株主の皆様の権利行使に際しての手續等を定めることに伴い、現行定款第 12 条につき所要の変更を行うものであります。

③株主総会の招集地(変更案第 13 条)

株主総会の招集地に関する制限が廃止されたことに伴い、柔軟かつ適切に招集地を決定できるよう、現行定款第 13 条第 2 項を削除するものであります。

④株主総会参考書類等のインターネット開示(変更案第 15 条)

株主総会参考書類等における株主の皆様に提供すべき情報の増加に対応し、これらの情報をインターネットを利用する方法により開示することで、株主の皆様に対して、より効率的かつ充実した情報提供ができるよう、第 15 条を新設するものであります。

⑤株主総会に出席することができる代理人の数(変更案第 18 条)

株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、現行定款第 16 条につき所要の変更を行うものであります。

⑥社外取締役および社外監査役の責任限定契約（変更案第 22 条および第 33 条）

社外取締役および社外監査役は、当社グループ経営の監督機能の強化と透明性の向上において、重要な役割を担うものと考えております。

今般、社外取締役および社外監査役の招聘を容易とするとともに、期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるため、社外取締役または社外監査役が、善意で重大な過失がない場合の賠償責任について、定款で定める一定額（600 万円）、または会社法に規定する最低責任限度額（法務省令で定める方法により算定される、在職中に職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の 1 年間当たりの相当額に、2 を乗じた額等）のいずれか高い額を限度とする契約を締結できるよう、現行定款第 21 条および現行定款第 31 条につき所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第 22 条第 2 項の社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設を議案として本総会に提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

⑦取締役会の決議の省略（変更案第 27 条）

取締役会の機動的な運営を可能にするため、取締役全員が同意し、監査役が異議を述べない場合に限り、書面または電磁的方法により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、第 27 条を新設するものであります。

⑧会計監査人に関する規定の新設（変更案第 6 章）

会計監査人に関する事項を明確とするため、第 6 章を新設し、選任方法および任期に関する規定を置くものであります。

⑨取締役会による剰余金の配当等の決定（変更案第 40 条および第 41 条）

機動的な配当政策および資本政策の遂行を図るため、剰余金の配当、自己株式の取得等を株主総会のほか、取締役会の決議によって行うことができるよう、第 40 条および第 41 条を新設するものであります。

また、これに伴い現行定款第 6 条および第 36 条ならびに第 37 条を削除するものであります。

⑩その他

会社法の文言に合わせた表現の見直し、規定の新設または削除に伴う条数、章数の調整等の形式的変更を行うものであります。

- (2) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）により、会社法の施行に伴い定款に定めがあるものとみなされる事項を定款文言上明確に規定するため、第 4 条および第 7 条を新設するとともに、現行定款第 10 条につき所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 18 年 6 月 27 日（火曜日）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 27 日（火曜日）

以 上

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次<u>の</u>事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することによるその会社の事業活動の支配・管理</p> <p>(1) <u>発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具、計測器、情報通信機械器具、電子応用機械器具、化学機械器具、医療用機械器具、電子部品・デバイス、メモリーデバイス及び事務用・サービス用・民生用電気機械器具並びにこれらを製造する装置の設計、製造、販売、保守、点検、修理、改造及び運転維持管理</u></p> <p>(2) <u>ソフトウェア業</u></p> <p>(3) <u>情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u></p> <p>(4) <u>電気・ガス・熱供給業</u></p> <p>(5) <u>電気工事業、土木工事業、建築工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、水道施設工事業、消防施設工事業及び清掃施設工事業</u></p> <p>(6) <u>倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、荷造包装事業、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険の募集業務、一般旅行業、宅地建物取引業、事務用機器・日用雑貨・飲食料品の販売、宿泊施設の経営、介護保険法による指定居宅サービス関連事業、印刷・製版・製本・複写及び出版、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業、人事・総務・財務・経理及びファクタリング業務の受託、総合リース業、金銭の貸付・投資及び金融業務、建築士事務所の経営</u></p> <p>(7) <u>前(1)から(6)に関連する調査、研究開発、コンサルティング並びに知的財産権の取得、管理及び実施許諾</u></p> <p>(8) <u>前(1)から(7)に関連する一切の事業</u></p> <p>2. <u>前号に関連する調査、研究開発、コンサルティング並びに知的財産権の取得、管理及び実施許諾</u></p> <p>3. <u>不動産の賃貸及び管理</u></p> <p>4. <u>前各号に関連する一切の事業</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ (現行どおり)</p> <p>⑦前①から⑥に関連する調査、研究開発、コンサルティング並びに知的財産権の取得、管理及び実施許諾</p> <p>⑧前①から⑦に関連する一切の事業</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由あるときは</u>、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、16億株とする。但し、<u>株式の消却が行われた場合には</u>、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係わる株券を発行しない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、16億株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎決算期現在の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とみなすことができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株主等の届出)</p> <p>第11条 株主、登録質権者又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当社の名義書換代理人に届け出なければならない。その変更があったときもまた同様である。 外国に居住する株主、登録質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、これを当社の名義書換代理人に届け出なければならない。その変更があったときもまた同様である。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取り及び買増し、株券の不所持、株主等に関する諸届、株券の再発行、手数料その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続等は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要があるときに、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。<u>但し、取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の代表取締役がこれに代る。</u></p> <p>株主総会は、本店所在地若しくはその隣接地又は東京都区内においてこれを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当り、<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 <u>当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要があるときに、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示及びびみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に規定する決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに<u>当</u>る。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主が、代理人によって議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を行使することができる他の株主に委任することを要する。 前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行いこれを保存する。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当会社に取締役15名以内を置く。</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 (新設) 取締役を選任する株主総会には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第21条 当社は、商法第266条第12項の定めにより、同条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、善意にしてかつ重大な過失なき場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 (新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議により、会社を代表すべき取締役を定める。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主が、代理人によって議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名に委任することを要する。 2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(責任軽減)</p> <p>第22条 当社は、取締役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、600万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議により、取締役のうちから取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定める。但し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、これを欠くことができる。</p> <p>取締役社長は代表取締役のうちからこれを定める。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する。但し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、これを欠くことができる。</p> <p>2 取締役社長は、代表取締役の中から選定する。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会長は、取締役会を招集して議長となる。</p> <p>取締役会長が欠員のとき又は取締役会長に事故あるときは、取締役社長がこれに当る。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会長が欠員のとき又は取締役会長に事故あるときは、取締役社長がこれに当たる。</p> <p>3 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前に発する。但し、緊急を要するときは、これを短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(相談役)</p> <p>第27条 取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。</p>	<p>(相談役)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議によって相談役若干名を置くことができる。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>(員 数)</p> <p>第28条 当会社に監査役5名以内を置く。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(選 任)</p> <p>第29条 (新設)</p> <p>監査役を選任する株主総会には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p>	<p>(選 任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役の責任軽減) 第31条 当社は、<u>商法第280条第1項の定めにより、監査役の責任につき、善意にしてかつ重大な過失なき場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役は、互選により、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。但し、<u>緊急を要するときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規則) 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会の決議をもって定める監査役会規則による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任 期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(責任軽減) 第33条 当社は、<u>監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、600万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、<u>その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規則) 第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会の決議によって定める監査役会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選 任) 第37条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任 期) 第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(決算期) 第35条 当社の決算期は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(利益配当) 第36条 利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当) 第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という）をすることができる。</p> <p>(除斥期間) 第38条 利益配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。 利益配当金及び中間配当金には利息を付さない。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(除斥期間) 第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。 2 前項の金銭には利息を付さない。</p>

以 上